

令和6年11月県議会定例会議案一覧

第1号 令和6年度香川県一般会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表1のとおり
- 繰越明許費 別表2のとおり
- 債務負担行為 別表3のとおり
- 地方債の補正

| | | | | |
|-------|---------------|---|---------------|--------------|
| | 既 定 | | 補 正 後 | 補 正 額 |
| 限 度 額 | 36,011,000 千円 | → | 38,572,000 千円 | 2,561,000 千円 |

第2号 香川県税条例の一部を改正する条例議案

- 地方税法の一部改正に伴い、引用している条項を改めるもの。
- 施行期日 令和7年1月1日

第3号 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

○ 関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

① 旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給申請手数料について、電子申請による場合と、その他の方法による場合の区分を設け、それぞれの手数料を定める。

(主なもの)

・ 改定

| 種別等 | 現 行 | 改定後 |
|-------------|-----------|----------------------------------|
| 一般旅券発給申請手数料 | 1件 2,000円 | 電子申請による場合 1件 1,900円 |
| | | その他の方法による場合 1件 2,300円 (区分の追加) |

② 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

・ 手数料の種別について、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

・ 改定

| 種別等 | 現 行 | 改定後 |
|--------------------|-----------|------------|
| 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料 | 1件 6,700円 | 1件 22,500円 |

○ 施行期日 令和7年3月1日ほか

第4号 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

○ 道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(主なもの)

① 運転免許証と個人番号カードの一体化等に係るもの

・ 新設

| 種別等 | 改定後 | |
|-------------|---------------------------|-----------|
| 特定免許情報記録手数料 | 特定免許情報の記録を受ける場合（下記の場合を除く） | 1件 1,500円 |
| | 免許取得時に免許証の交付を受けない場合 | 1件 1,550円 |
| | 免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合 | 1件 100円 |

・ 改定

| 種別等 | 現行 | 改定後 |
|-----------|-----------|---|
| 免許証交付手数料 | 1件 2,050円 | 免許証のみの交付を受ける場合 1件 2,350円 |
| 免許証等更新手数料 | 1件 2,500円 | 免許証のみを更新する場合 1件 2,850円 |
| | | 免許情報記録のみを更新する場合 1件 2,100円 |
| | | 免許証及び免許情報記録を更新する場合 1件 2,950円 (区分の追加) |

② オンライン更新時講習の導入に係るもの

・ 改定

| 種別等 | 現行 | 改定後 |
|--------------|---------|----------------------------|
| 講習手数料（優良運転者） | 1回 500円 | オンライン講習の場合 1回 200円 |
| | | 上記以外の場合 1回 500円 (区分の追加) |

○ 施行期日 令和7年3月24日

第5号 財産の処分について

- 売却物件 番の州地区臨海工業団地の分譲地
土地
綾歌郡宇多津町字吉田4001番104 外3筆 宅地 面積 25,000.56㎡
- 売却金額 348,000,000円
- 売却先 カトーレック株式会社

第6号 香川県産業交流センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県産業交流センター条例第4条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|-------------|----------------|------------|----------------------------|
| | 名称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 香川県産業交流センター | 穴吹エンタープライズ株式会社 | 高松市古新町9番地1 | 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで |

第7号 香川県立アリーナの指定管理者の指定の変更について

- 地方自治法第244条の2第5項に基づき、指定管理者の指定期間を変更するもの。

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|----------|---------------|------------|---|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 香川県立アリーナ | 香川アリーナコンソーシアム | 高松市古新町9番地1 | 変更前 令和7年3月1日から 令和14年3月31日まで 変更後 令和7年2月24日から 令和14年3月31日まで |

第8号 当せん金付証票の発売について

- 令和7年度において香川県が発売する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売限度額を定めるもの。
- 発売限度額 83億円

第9号 和解による損害賠償の額の決定について

- 令和6年5月に、香川県が三豊市仁尾町に設置している大北水門のゲートが開門せず、近隣の住宅に浸水被害が発生したことに伴うもの。
- 相手方 県内在住 A（被災住民）ほか14名
- 損害賠償額 6,711,283円（三豊市との連帯）

第10号 和解について

- 香川県が管理する大北水門において、県が副水門の自動開閉装置の異常を発見できていなかったこと及び管理の委託を受けた三豊市の開門操作に遅れがあったことから発生した住宅の浸水被害に係る損害賠償の負担割合等について、三豊市と和解するもの。
- 主な内容 被災住民への損害賠償の総額を県と市で折半する。